

敬和学園大学における公的研究費取扱規程

〔2015年5月28日
制 定〕

最新改正 2021年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、敬和学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取り扱いに関し、必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 公的研究費とは、文部科学省等国の機関及びその機関が所管する独立行政法人又は地方公共団体から交付される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的研究費等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「教職員等」とは、公的研究費の管理・運営に関わる本学の教員（研究者）、事務職員及び公的研究費から謝金等を受ける学生等をいう。

(法令の遵守)

第3条 公的研究費の管理・運営に関わる教職員等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及びこれに基づく法令並びにその競争的研究資金の交付決定通知書に記載された補助条件等に加え本学が定める使用ルール及び諸規程を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として学長を最高管理責任者とする。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者は、自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、副学長又はそれに相当する者を統括管理責任者とする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、組織全体の不正防止の意識の向上と浸透を促すため、公的研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。コンプライアンス教育や啓発活動等の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第 6 条 本学の人文学部及び事務部門における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限をもつものとして、大学事務局長をコンプライアンス推進責任者とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

- (1) 学内における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 学内において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 学内において、研究者及び事務職員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第 7 条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(コンプライアンス教育・啓発活動の実施)

第 8 条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- 3 実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 4 これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(ルール of 明確化・統一化)

第 9 条 競争的研究費等に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- (1) 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
- (2) 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。
- (3) ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。
- (4) 競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

(公募)

第 10 条 公的研究費に研究代表者として申請できる者又は研究代表者から公的研究費の配分を受けて

研究分担者となれる者は、本学に所属する次の者とする。ただし、公的研究費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行い、応募資格を停止（交付対象からの除外）されている者は、この限りではない。

- (1) 専任教員
- (2) 特任教員
- (3) 契約講師

（本学が行う事務）

第 11 条 本学は、研究者が交付を受ける公的研究費について次の事務を行う。

- (1) 研究者に代わり、公的研究費（直接経費）を管理すること。
 - (2) 研究者に代わり、公的研究費（直接経費及び間接経費）に係る諸手続きを行うこと。
- （業務の分担）

第 12 条 公的研究費の事務取扱業務は、関係部署の分担を定め、担当者を置くものとする。

- (1) 総務課総務係
 - ア 公的研究費交付機関との窓口業務
 - イ 公的研究費に関する書類の取りまとめと提出及び保管
 - ウ 公的研究費に関する旅費の計算
 - エ 公的研究費による設備備品、物品の発注
 - オ 公的研究費に関する説明会、研修会の開催
 - カ 公的研究費の事務処理手続きに関する相談窓口業務
 - キ 内部監査に関すること
 - (2) 総務課会計係
 - ア 公的研究費に関する経理事務及び金銭出納
 - イ 公的研究費の収支簿の管理
 - ウ 公的研究費の収支に関する証拠書類の具備及び保管
 - エ 公的研究費による設備備品、物品の検収業務、管理
 - オ 公的研究費の執行状況の把握・検証
 - カ 公的研究費の使用に関する相談窓口業務
 - (3) 図書館
 - ア 公的研究費による図書の発注、検収業務及び登録管理
- （職務権限）

第 13 条 公的研究費の執行業務に係る職務権限は、別表に定めるとおりとする。

（設備備品等の寄附）

第 14 条 研究者は、直接経費により購入した設備備品及び図書を、速やかに本学に寄附するものとする。

- 2 寄附された設備備品及び図書については、資産台帳又は図書登録台帳に記載し管理しなければならない。
- 3 設備備品等の寄附を行った研究者が、他の研究機関に所属することになる場合は、その求めに応じて、返還しなければならない。

（間接経費の譲渡等）

第 15 条 間接経費の交付を受けた研究者は、間接経費を本学に譲渡しなければならない。

- 2 間接経費の譲渡を行った研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合又は他の研究機関の研究分担者に研究代表者を交替する場合は、直接経費の残額の 30%に相当する額の間接経費を速やか

に新たに所属する研究機関に対し送金しなければならない。

(直接経費及び間接経費の使用)

第 16 条 直接経費の使用については、使用の手引き等本学が別に定める公的研究費の使用ルールにより行う。

2 間接経費の使用については、本学が別に定める「競争的資金に係る間接経費の取り扱いに関する方針」により行う。

(不正の防止)

第 17 条 学長は、公的研究費の不正使用(以下「不正」という。)防止のため、運営・管理体制を整備し、不正防止に努めるものとする。

2 不正防止に関する規程は、別に定める。

(コンプライアンス教育の受講)

第 18 条 公的研究費の申請、運営・管理に関わる教職員等は、不正防止対策として本学が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。

(誓約書の提出)

第 19 条 公的研究費の申請、運営・管理に関わる教職員等は、公的研究費の執行に関する誓約書を最高管理責任者である学長に提出しなければならない。

2 誓約書の提出がない場合は、公的研究費の申請、運営・管理に関わることができない。

(業者等への対応)

第 20 条 本学が定める基準に該当する公的研究費に係る取引を行う業者に対して、本学の不正に関する方針及び学内規程等を周知するものとし、誓約書を提出するものとする。

2 不正な取引に関与したものと認められた取引業者は、その後 1 年間本学との取引を一切認めないものとする。

3 取引業者が過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがある。

(内部監査)

第 21 条 毎年無作為に抽出した助成事業について、内部監査(全体の 10%以上)及び特別監査(実施した内部監査のうち 10%以上)を実施する。

(不正に係る調査の実施)

第 22 条 公的研究費の不正が明らかになった場合又は不正の疑いがある場合には、大学は速やかに調査を実施しなければならない。調査の手続き等については、別に定める。

(関係書類の整理・保管)

第 23 条 事務局は、次の関係書類を整理し、公的研究費の交付を受けた年度終了後 5 年間保管をしなければならない。

(1) 公的研究費交付機関に提出した書類の写

(2) 公的研究費交付機関から送付された書類の写

(3) 公的研究費(直接経費・間接経費)を適正に使用したことを証する書類

① 収支簿

② 預貯金通帳、送金記録等

③ 関係証拠書類(見積書、契約書、請求書、納品書、領収書、出張願書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿等謝金に関する書類、議事要旨など)

(規程の改廃)

第 24 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則（2015年5月28日）

- 1 この規程は、2015年5月28日から施行し、2015年4月1日から適用する。
- 2 敬和学園大学科学研究費助成事業事務取扱規程（2007年11月29日制定）は、廃止する。

附 則（2021年9月1日）

この規程は、2021年9月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

公的研究費の執行業務に係る職務権限について

△：申請者 ▲：業務処理 ○承認者 ◎決裁者

		研究者	事務職員			総務課長	事務局長	学長
			総務係	会計係	図書館係			
物品調達に関すること	物品の購入	△	▲			○	○	◎
	検収の実施			◎				
図書を購入に関すること	図書の購入	△		▲	▲	○	○	◎
	検収の実施				◎			
旅費に関すること	出張願	△				○	○	◎
	出張精算	△	▲	▲		○	◎	
	検収の実施		◎					
謝金に関すること	アルバイトの雇用	△	▲	▲		○	○	◎
	謝金の申請	△	▲	▲		○	○	◎
	検収の実施			◎				
業務委託に関すること	外部発注業務の依頼	△	▲	▲		○	○	◎
	検収の実施		◎					
学会費・会議費に関すること	会費の支払	△	▲	▲		○	○	◎
	検収の実施			◎				